

厚生労働省沖縄労働局発表
令和5年(2023年)6月30日(金)

担当	職業安定部	職業安定課
	長	高崎 美奈子
	職業安定課長	真壁 朝文
	電話	098(868)1655

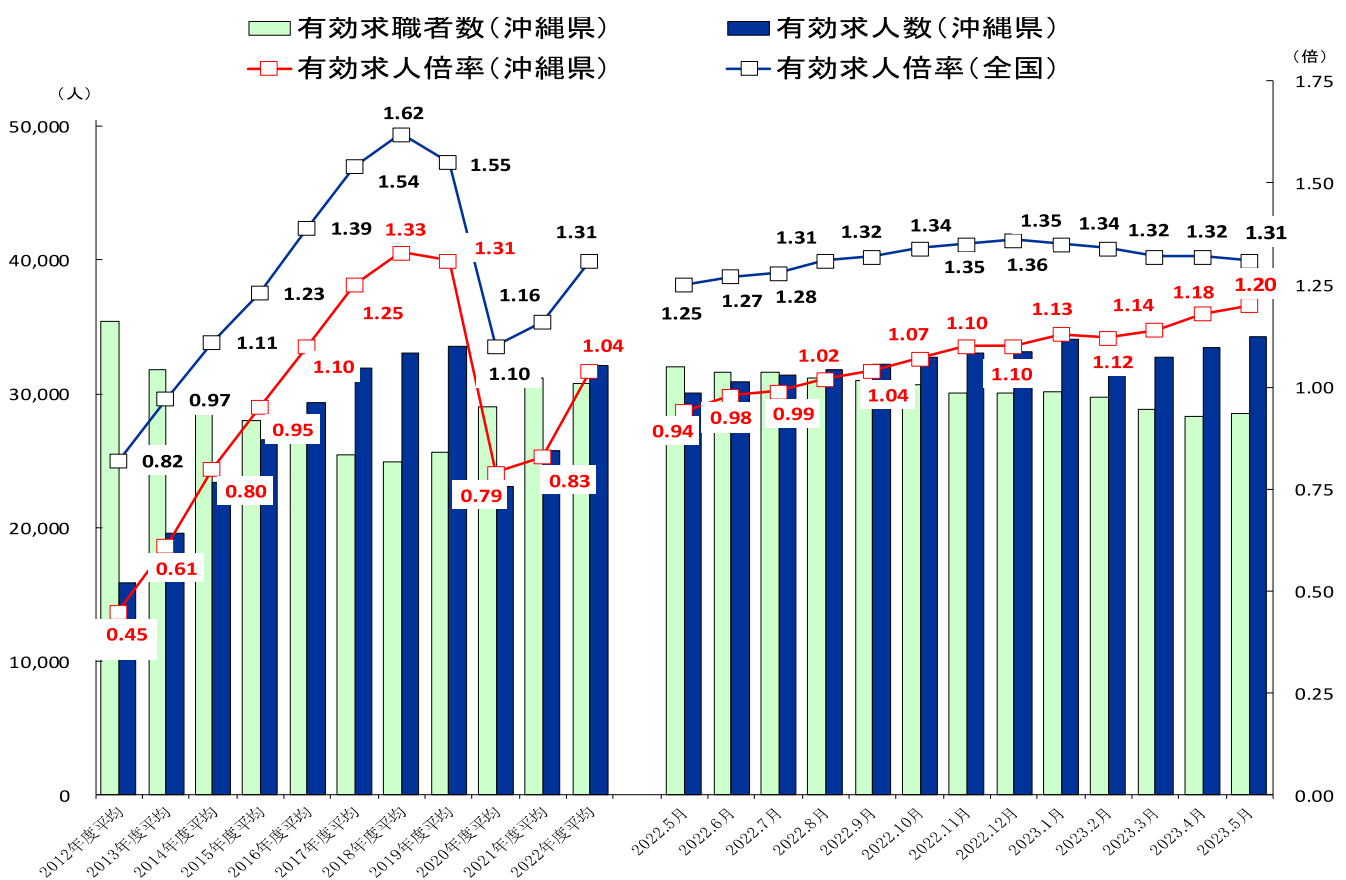
「労働市場の動き」令和5(2023)年5月

沖縄の雇用情勢は、求人が求職を上回り改善が続くが、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

【就業地別】

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.20倍で、前月より0.02ポイント上昇。
- 新規求人倍率(季節調整値)は2.21倍で、前月より0.13ポイント上昇。(過去最高記録)
- 正社員有効求人倍率(原数値)は0.70倍で、前年同月より0.18ポイント上昇。

【第1表】 求人、求職及び有効求人倍率の推移



(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

1. 有効求人倍率・新規求人倍率の動き【就業地別】

(1) 有効求人倍率

有効求人倍率(季節調整値)は1.20倍で、前月より0.02ポイント上昇。

①月間有効求人数(季節調整値)は34,234人で、前月比2.2%増(740人増)となった。

②月間有効求職者数(季節調整値)は28,491人で、前月比0.4%増(127人増)となった。

③正社員の有効求人倍率(原数値)は0.70倍と前年同月より0.18ポイント上昇となった。

※有効求人倍率等の推移に関するグラフは1ページ(第1表)に掲載しております。

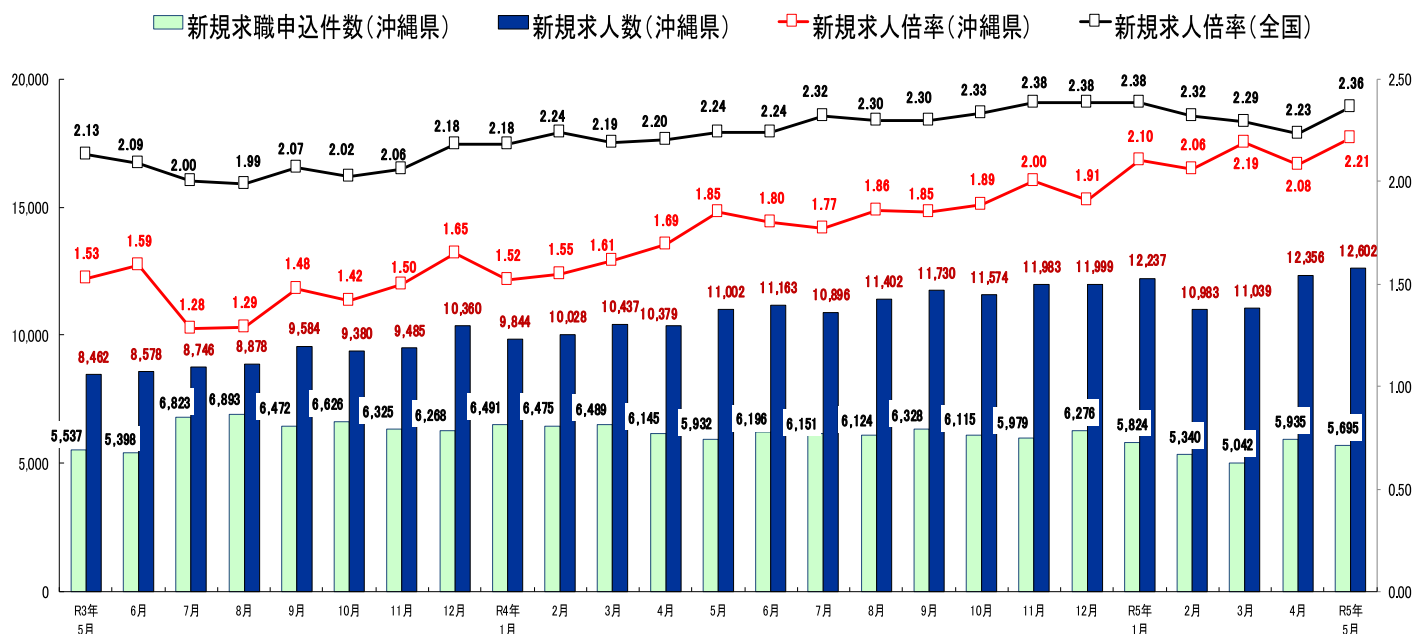
(2) 新規求人倍率

新規求人倍率(季節調整値)は2.21倍で、前月より0.13ポイント上昇。

①新規求人数(季節調整値)は12,602人で、前月比2.0%増(246人増)となった。

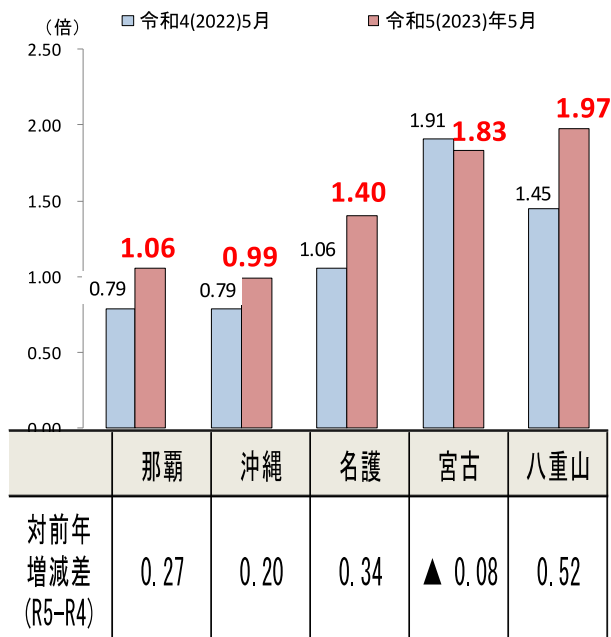
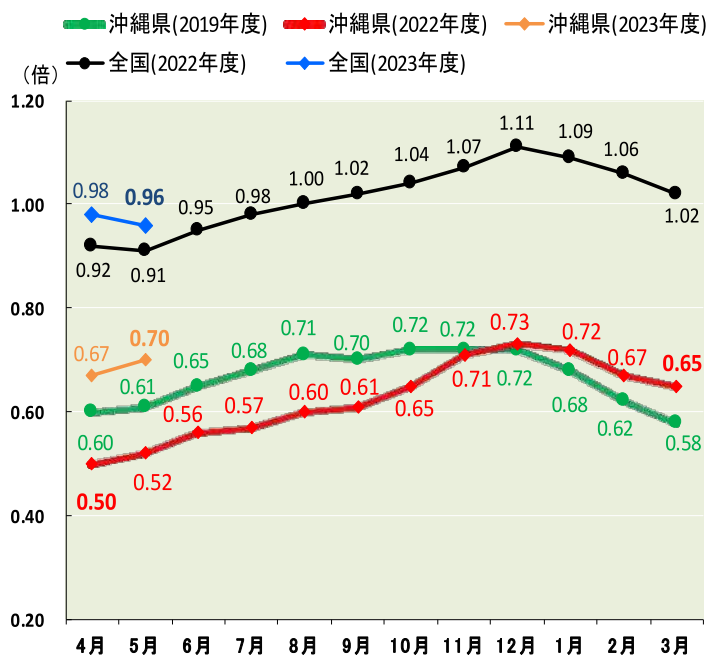
②新規求職申込件数(季節調整値)は5,695件で、前月比4.0%減(240件減)となった。

【第2表】新規求人倍率の推移(季節調整値)



【第3表】正社員有効求人倍率の推移(原数値)

【第4表】ハローワーク別有効求人倍率(全数・原数値)



2. 求人の動き【就業地別】

(1) 月間有効求人数について

月間有効求人数(原数値)は33,008人で、前年同月比14.5%増(4,191人増)と25か月連続の増となった。うち常用求人(雇用期間が4か月以上の求人)は29,303人で、前年同月比15.3%増(3,885人増)となった。

(2) 新規求人数について

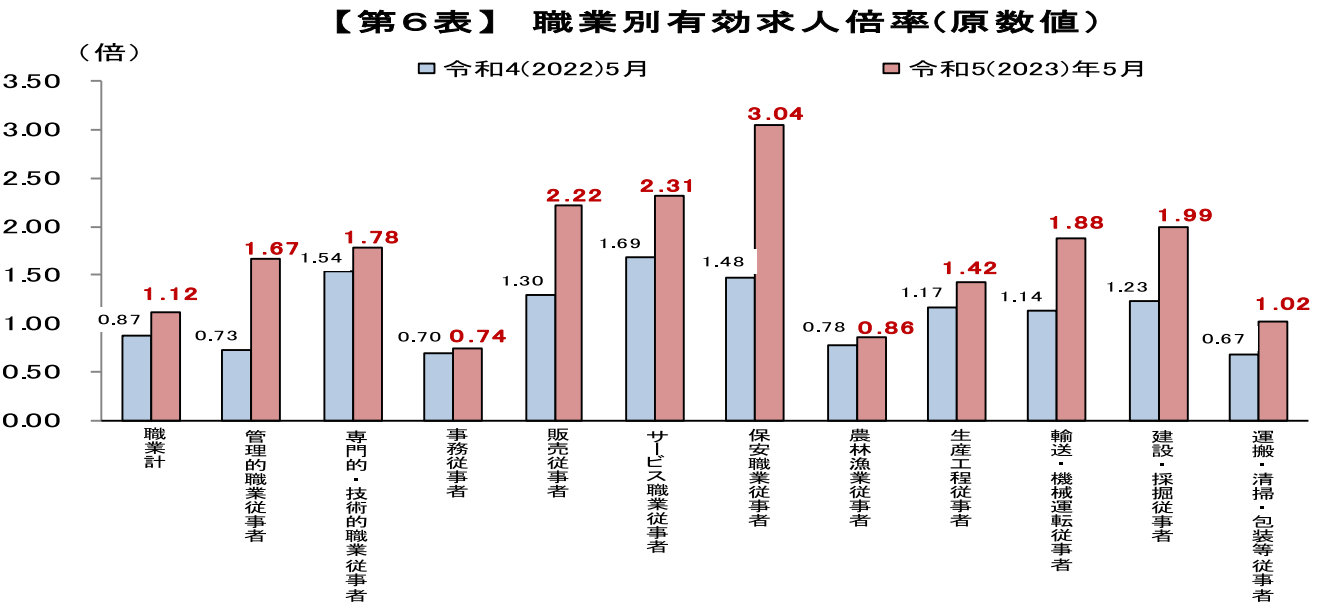
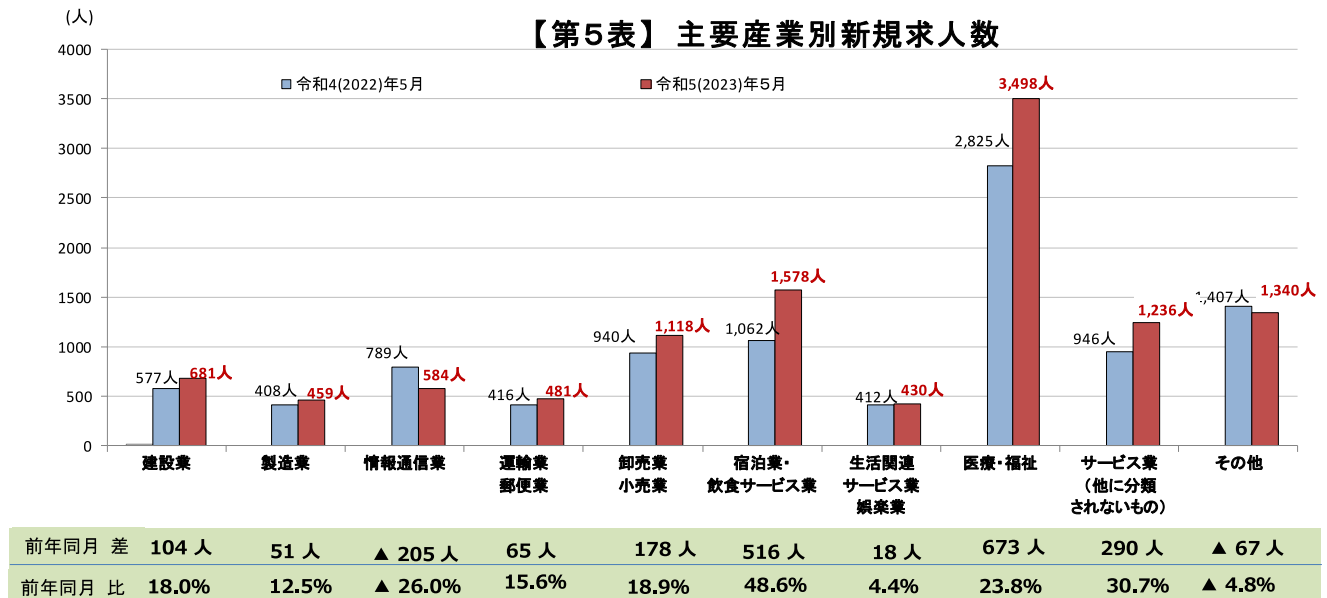
新規求人数(原数値)は11,405人で、前年同月比16.6%増(1,623人増)と26か月連続の増加となった。うち常用求人は10,129人で20.6%増(1,733人増)となった。
主要産業別に前年同月比で見ると、増加率が大きい順に、宿泊業・飲食サービスの48.6%増、サービス業(他に分類されないもの)の30.7%増、医療・福祉の23.8%増となった。一方、情報通信業は26.0%減と減少率が大きかった。

(3) 正社員求人数について

正社員有効求人数は12,611人で、前年同月比20.9%増(2,182人増)と25か月連続の増加であった。正社員新規求人数は4,245人で、前年同月比19.9%増(706人増)と26か月連続の増加となった。新規求人数に占める正社員求人の割合は37.2%で、前年同月比で1.0ポイント上回った。

(4) パートタイム求人について

月間有効求人数は11,962人で、前年同月比29.4%増(2,719人増)となり、新規求人数(原数値)は4,223人で、前年同月比38.5%増(1,173人増)となった。



※令和5年4月分より、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分 3

3. 求職の動き

(1) 月間有効求職者の状況

月間有効求職者数(原数値)は29,545人で前年同月比10.8%減(3,589人減)と9か月連続の減少となった。そのうち常用(雇用期間が4か月以上の職業紹介を希望する者)は29,362人で、前年同月比10.7%減(3,501人減)と9か月連続の減少となった。また、臨時・季節を希望する求職者は183人で、前年同月比32.5%減(88人減)となった。

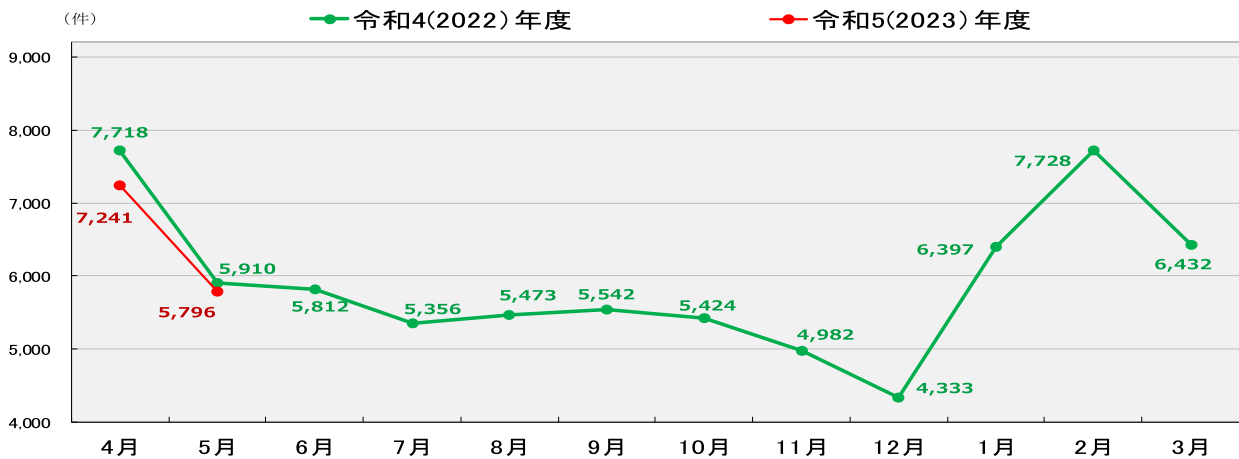
(2) 新規求職申込みの状況

新規求職申込件数(原数値)は5,796件で、前年同月比1.9%減(114件減)と11か月連続の減少となった。うち常用は5,754件で、前年同月比1.9%減(109件減)と11か月連続の減少となった。また、臨時・季節は42件で、前年同月比10.6%減(5件減)となった。

(3) 雇用保険受給者の状況

雇用保険受給者実人員は5,647人で、前年同月比0.8%減(46人減)となった。

【第7表】 新規求職申込件数



【第8表】 新規求職者申込件数の状況について

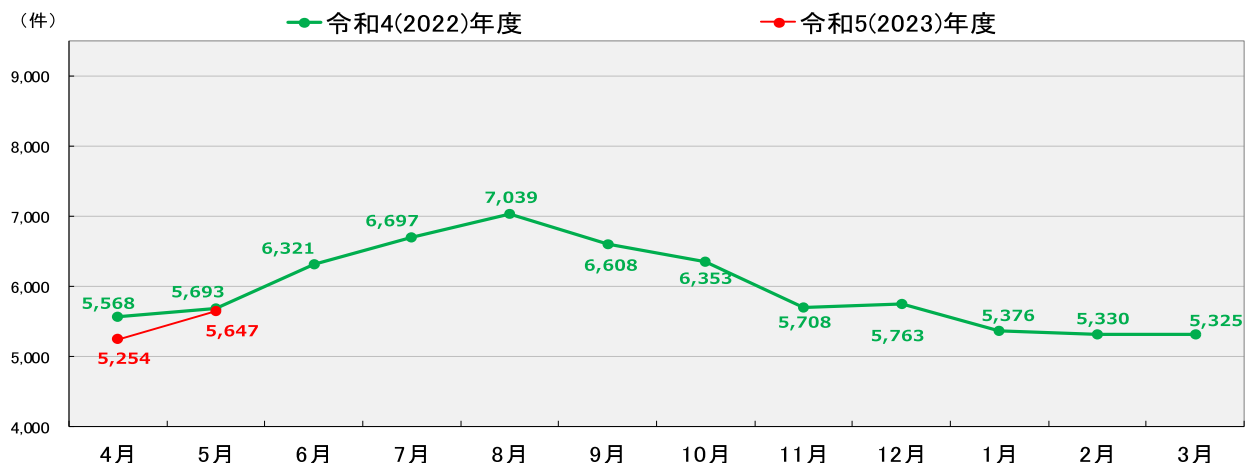
(単位:件,%)

(単位:件・%)

	就業・不就業の状態別											
	新規求職申 込件数		前年同月比								無業者	
					在職者		離職者		うち事業主都合			
	合 計		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比	
令和4(2022)年5月	5,910	12.1	1,396	19.8	3,968	11.7	1,125	7.8	2,604	12.8	546	17.7
令和5(2023)年5月	5,796	▲ 1.9	1,137	▲ 18.6	4,114	3.7	1,181	5.0	2,728	4.8	545	▲ 0.2

新規学卒を除き、パートを含む。(原数値)

【第9表】 雇用保険受給者実人員



4. 就職の動き

(1) 就職件数について

就職件数は、1,852件(常用及び臨時・季節を合わせた総数)で、前年同月比0.2%減(4件減)と3か月ぶりの減少となった。

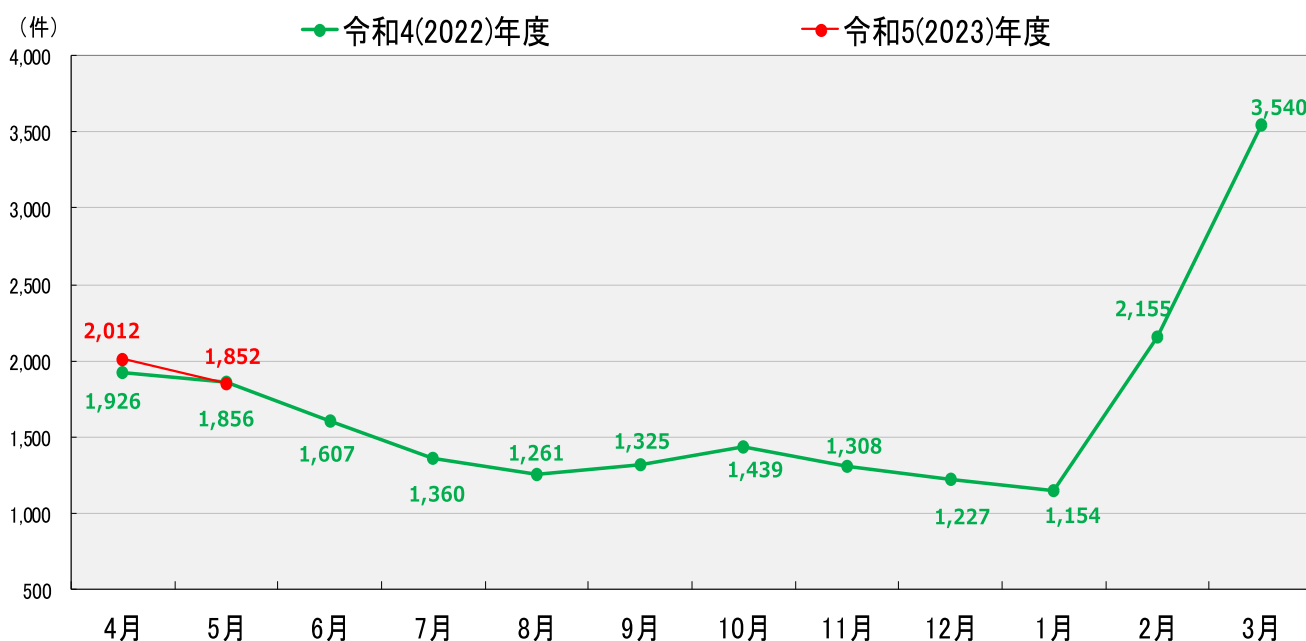
(2) 県内就職について

県内就職は1,724件(就職件数全体に占める割合:93.1%)で、前年同月比1.0%減(18件減)と3か月ぶりの減少となった。

(3) 県外就職について

県外就職は128件(就職件数全体に占める割合:6.9%)で、前年同月比12.3%増(14件増)と3か月連続の増加となった。

【第10表】 就職件数の推移



【参考】有効求人倍率・新規求人倍率の受理地別の数値について

(1) 有効求人倍率【受理地別】について

- ① 有効求人倍率(季節調整値)は1.08倍で、前月より0.02ポイント上昇。
- ② 月間有効求人数(季節調整値)は30,688人で、前月比2.4%増(724人増)。
- ③ 正社員の有効求人倍率(原数値)は0.63倍で、前年同月より0.16ポイント上昇。

(2) 新規求人倍率【受理地別】について

- ① 新規求人倍率(季節調整値)は2.00倍で、前月より0.14ポイント上昇。
- ② 新規求人数(季節調整値)は11,415人で、前月比3.6%増(394人増)。

沖縄労働局では、有効求人倍率、月間有効求人数、新規求人倍率、新規求人数について、就業地別の数値で雇用情勢の説明を行っております。

就業地別と受理地別の違いは次のとおりです。

- ・就業地別：求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人数(新規求人数)を集計して算出したもの。
- ・受理地別：求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人(新規求人数)を集計して算出したもの。

なお、月間有効求職者数及び新規求職申込件数では、受理地別・就業地別の区分は行っておりません。これらの数値については、沖縄県内のハローワークにおいて、新規に受理された求職申込件数(新規求職申込件数)および有効中の求職者数(月間有効求職者数)を発表しております。

○本発表に関連するデータは、沖縄労働局ホームページでご覧になれます○

【掲載先】

沖縄労働局ホーム>統計情報>求人求職・労働市場の動き>統計情報>労働市場の動き

【URL】

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku/toukei/koyounougoki.html



○政府統計ポータルサイト「e-Stat」のご案内○

求人数、求職者数など一般職業紹介状況の全国及び都道府県ごとのデータは、政府統計ポータルサイトe-Statにて提供しております。

【URL】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450222&tstat=000001020327>



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

〔令和3年12月27日〕
閣議了解

成長と分配の好循環を目指す中、来春の賃上げの労使交渉では、自社の支払能力を踏まえ、最大限の賃上げが期待される。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造業などはコロナ前の水準又はそれ以上に回復する一方、悪影響が続いている業種もあり、業績回復に差が生じている。中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 事業所管大臣は、関係する事業者団体に対して別紙1のとおり、要請を行うこととする。
- 2 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会は、別紙2のとおり合意した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従い、取組を開始し、その実施状況についてフォローアップを行うこととする。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する
事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年 1 月から 3 月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めることとしました。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしました。あわせて、会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、4,000 社を超える企業がパートナーシップ構築宣言を宣言しています。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」（以下「集中取組期間」という。）と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

（1）価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

（２）独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

（３）独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

（４）下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

①下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30 万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（５）下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年１月から３月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Ｇメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

（６）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Ｇメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

（１）最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年１月から３月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間 10 万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

（２）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比 3 % 増、中小企業であれば給与総額 1.5 % 増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化

（１）公共工事品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年 1 月から 3 月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年 4 月から施行される改正後の内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・ ①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和 3 年 3 月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000 件程度の書面調査を実施する。
- ・調査の結果、
 - － 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - － 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - － 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナースhip構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・ 宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・ 現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・ 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成30年9月、経済産業省）において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・ 下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請Gメンの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・ 賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口（仮称）を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・ 近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月、公正取引委員会）の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買いたたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

最低賃金に関する要望

2023 年 4 月 21 日
日 本 商 工 会 議 所
全 国 商 工 会 連 合 会
全国中小企業団体中央会

デフレ脱却に向け、「成長と分配の好循環」の実現が求められる中、雇用の 7 割を占める中小企業においても、出来るだけ多くの企業が賃上げに取り組むことが期待される。政府は、生産性向上や取引適正化など、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。

最低賃金の引上げを求める声も高まるが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められる。

こうした認識のもと、2023 年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1. 法に定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、データによる明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

最低賃金の審議決定において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金の上昇が見込まれる一方、中小企業の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にある。

近年の審議については、政府方針ありきで実態を十分に踏まえていないとの声が根強くあったところ、2022 年度の中央最低賃金審議会では、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られた。こうした取組みが継承され、中央・地方においてデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

2. 最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が参加する場での議論を

政府が、いわゆる「骨太の方針」等において経済政策の大きな方向性を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針を決定する場合には、労使双方の代表が参加し、意見を述べる機会を設けるべきである。

3. 中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

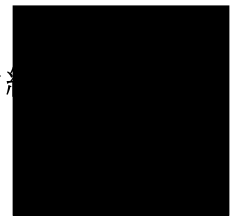
中小企業は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁が十分に進まず、賃上げ原資は乏しい。政府には、デジタル活用や働き方改革の推進など生産性向上の支援とともに、取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の拡大および公正取引委員会や中小企業庁の転嫁円滑化要請の強化等を通じた実効性向上により、中小企業が賃上げ原資を確保し、自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」等のほか、新たな助成制度の創設を含め、中小企業の賃上げを後押しする制度の更なる拡充を図られたい。

以上

2023年5月29日

厚生労働省
加藤 勝信 様

日本労働
会 長



2023年度最低賃金行政に関する要請書

今年の最低賃金については、ほぼ30年ぶりの賃上げの流れを未組織の労働者へも波及させることが重要です。それは、長年続いてきたデフレマインドから脱却し、日本経済を好循環へ導くためにも必要です。

現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにこそ大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務です。2022年度改定で地域別最低賃金は全国加重平均961円となりましたが、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分です。また、地域間格差も大きな課題であり、219円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

この間の中央・地方の審議において要望が出されている、中小企業等への支援策の拡充についてもしっかりと対応していかなければなりません。

こうした認識のもと、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を目指すとともに、地域間格差の是正をすすめる目安額が決定されるよう、事務局として努力すること。
- なお、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割が最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
- (2) 業務改善助成金の活用促進
 - 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。
- 3. 特定（産業別）最低賃金について
 - (1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営
 - 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員に周知を徹底すること。
 - その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう指導を徹底すること。
 - (2) 適用労働者数の適切な把握
 - 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。
- 4. 最低賃金の履行確保
 - (1) 監督行政の強化等
 - 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
 - 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
 - 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。
 - (2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し
 - 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上